

# 日本人権教育研究学会 第5回研究発表大会記事

## 大会概要

1. 期 日 2005年1月22日(土)
2. 会 場 兵庫教育大学サテライト
3. 日 程

10:00	10:30	12:30	13:30	16:30	17:00
受付	研究発表	理事会 昼 食	シンポジウム	総会	

## 大会趣旨

子どもをめぐる社会環境の激変により、子どもの心身の成長が危機的な状況にある。

佐世保市の小六女児同級生殺害事件が、ネット病理に原因のひとつがあるのは周知の通りである。加害女児は、自分のHPに同級生を激しくののしる言葉、暴力的な自作小説を掲載しており、殺害の動機はチャットにあったとも報道されている。事件後、ネット上の掲示板に、加害女児や被害者と称する顔写真や氏名、自宅の写真など個人情報に氾濫し、加害女児を「かわい」と崇拜するサイトまで出現する次第で、ネット社会の「病理」は危機的な状況にある。

近年、公立小学校のインターネット接続率は100%近くに達している。

これは平成12年に政府によって提唱されたミレニアムプロジェクトの一環、「教育の情報化」の取り組みによるものである。しかしながら、学習指導要領に情報教育に関する明確な規定はない。インターネットだけでなく、各種メディアを含めた「メディア・リテラシー」の緊急性と、人権を擁護することからどのようにメディアを捉えていったらよいか、現在問われている。

そこで、本研究大会では子どもを取り巻くメディアとどのように関ればよいか、また関わらせていけばよいか、という観点から「メディアと人権教育」の現状を踏まえ、向かうべき方向性を考えていく趣旨でシンポジウムを企画した。基調講演者、ならびに、2名のシンポジストは、法学、教育社会学、マスコミの専門家であり、それぞれの分野から子どもをめぐる「メディアと人権」について、課題の整理とその問題点に関するご意見を交わしていただいた。

## シンポジウム 「メディアと人権教育」

〈司会者〉	兵庫教育大学 兵庫県山野里小学校	名須川知子 和田 幸司
〈基調講演〉	「メディアと人権教育」 大阪大学	鈴木 秀美
〈シンポジスト〉	兵庫教育大学 神戸新聞社	杉尾 宏 高士 薫

## 研究発表

[第1会場] (講義室1 〈503〉)

(司会： 法政大学 笹川孝一)

- (1) 10:30 「同和地区生徒と地区外生徒の間の学力較差はどうして生み出されるのか」  
京都市立久世中学校 原田琢也  
同和地区生徒の学力保障は、人権教育研究の主要な論点の一つである。同和地区を校区に含む学校においては、同和地区生徒の学力保障をめぐる様々な努力が繰り返されてきたが、今なお同和地区生徒と地区外生徒の間の学力較差が是正されたわけではない。各地で行われている様々な研究集会においては、多くの実践例が報告され、学力保障の方法についての議論は盛んに行われているが、学力較差を生み出す要因が何であるのかについては、さほど多くの研究が蓄積されているわけではない。本報告において、まず先行研究を整理し、その後で学校現場で同和教育に携わってきた経験に基づき私見を論じたいと思う。
- (2) 11:00 「学力保障と学習会の終焉」  
徳島県今津小学校 兼竹裕司  
全校一斉に、学力保障の取り組みとして、放課後『花まるタイム』を実施するようになった。花まるタイムとは、月・水・金の放課後約30分間、TT体制で、学習の遅れがちな子や進んで学習しようとする子を学習指導するものである。花まるタイムは、「今日習ったことは、その日のうちに」ということを合い言葉に実施されている。こうした取り組みによって、全校的に学習への取り組みがよくなり、理解力も向上してきた。一方、それまで、同和対象地区と呼ばれていた地域で行われていた学習会での教科の学習指導は実施されなくなった。しかし、学習会参加児童の学習への取り組みも向上し、生き生きとした学校生活が見られるようになったのである。
- (3) 11:30 「現代の保護者及び子どもの子育て観」  
花園大学 坂口伊都  
現代日本では、「犯罪の低年齢化」「ひきこもり」「学級崩壊」等の子どもの問題行動を取りあげ、それらの原因を世論は、家庭のあり方や子育てのあり方に求めようとする姿勢を痛感する。その世論の一つとして、母性愛神話があげられる。女性の誰もが、子どもを生めば子どもを慈しむ母性愛というものを先天的に持っているものであり、何はともあれ母親がそばにいて育児に専念すべきとしたものである。この母性観を中心とする思想は、今なおどのような形で保護者たちに受け継がれているのだろうか。中学生の子どもを持つ保護者を対象に調査を行い、考察を行った。
- (4) 12:00 「転換期における子ども達の人権意識の状況—大阪府小中学生の人権意識調査」  
大阪大学 林寄和彦  
本報告は、大阪府のある小・中学校において行った、生徒を対象とした人権意識・生活調査の結果およびその分析の報告である。調査は、人権意識、学校適応度、学業成績、友人関係、家庭の文化階層、過去の人権教育経験などを測定することを試みたものであり、それらの各カテゴリーの相関を見ようとしたものである。だが、それぞれ厳密に信頼性が確認されている評価尺度を用いているわけではないのであくまで実験的なパイロット・スタディに留まる。本調査は人権教育の効果を測定する必要性を提起する目的も持つ。同和教育から人権教育への転換が進む中でその是非を判断するためにも、人権意識の評価尺度の開発が望まれる。

(1) 10:30 「差別を相対化する力について - 近世部落史研究から -」

本願寺同朋センター 坂原英見

居住する地域の部落史を調査する機会を得た。調査は江戸期における被差別部落のおかれた立場、特に「革田」「非人」と別に「名子」・「浮過」や「番子」という低位身分視された階級が複雑に労働に従事し競合関係にあった状況、その中での革田の行動、特に身分制度に対する抵抗活動とその精神を窺うものであった。その結果として被差別部落には、既に幕藩体制期において「一貫して階級社会を相対化し、それに抵抗しながら行きぬく道を切り開く」と表現できる精神を窺えることがわかった。私の発表は、その報告であり、課題をさらに深めるための指導を仰ごうとするものである。

(2) 11:00 「文書提出命令に対する抗告の利益を有する者の範囲」

東洋大学 櫻本正樹

民事訴訟法 223 条 7 項は「文書提出命令の申立についての決定に対しては、即時抗告をすることができる」と規定されている。しかし即時抗告をすることができるものの範囲は文書提出を命じられた所持者および申立てを却下された申立人に限定されるのか、あるいはそれ以外の第三者も抗告の利益を有するののかに関して学説・下級審の裁判例が分かれていたところ平成 12 年 12 月 14 日に最高裁決定が下され一応の解決がなされた。本報告では最高裁判例を中心にこれまでの学説を踏まえて「抗告の利益を有する者の範囲」の再検討を試みるものである。

(3) 11:30 「人権の確立に尽した兵庫の先覚者たち」

甲南女子大学 上山 勝

人権の確立に尽した県下の先覚者 19 名の実績、特色、及び、今後の教育啓発への活用について提言する。以下に箇条書きにする。

- ①加藤弘之と解放令、②『破戒』のモデル・立川雲平、③生活改善と改善教育・穀内寅蔵
- ④但馬牛の改良と飼養普及・岩田孫左衛門、⑤女性救済と厚生活動・城ノブ
- ⑥兵庫における障害児教育の先覚者・左近允孝之進・松谷富吉・三田谷啓
- ⑦差別の解消・大部孫大夫、⑧融和運動の先覚者・細見春吉、⑨賀川豊彦、⑩大野悦子